

平成十八年二月二十八日（火曜日）

議事日程第一号

平成十八年二月二十八日（火）午前十時開議

- | | | | | |
|-----|--|------|---------|--|
| 第一 | 会議録署名議員の指名 | 第十三 | 議案第 七号 | 十和田市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二 | 会期の決定 | 第十四 | 議案第 八号 | 十和田市霊園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三 | 諸般の報告 | 第十五 | 議案第 九号 | 十和田市農村環境施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第四 | 報告第一号
専決第一号
専決第一号
平成十七年度十和田市一般会計補正予算
(第七号) | 第十六 | 議案第 十号 | 十和田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第五 | 報告第二号
専決第二号
自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について | 第十七 | 議案第 十一号 | 十和田市給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第六 | 報告第三号
専決第三号
平成十七年度十和田市一般会計補正予算
(第八号) | 第十八 | 議案第 十二号 | 十和田市下水道事業の設置等に関する条例及び十和田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第七 | 議案第一号
十和田市国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部条例の制定について | 第十九 | 議案第 十三号 | 十和田市家庭奉仕員派遣手数料徴収条例を廃止する条例の制定について |
| 第八 | 議案第二号
十和田市国民保護協議会条例の制定について | 第二十 | 議案第 十四号 | 字の区域の変更について |
| 第九 | 議案第三号
十和田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 第二十一 | 議案第 十五号 | 字の区域の変更について |
| 第十 | 議案第四号
十和田市納税推進条例の一部を改正する条例の制定について | 第二十二 | 議案第 十六号 | 市道路線の廃止について |
| 第十一 | 議案第五号
十和田市あすなろ国体記念基金条例及び十和田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について | 第二十三 | 議案第 十七号 | 市道路線の認定について |
| | | 第二十四 | 議案第 十八号 | 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合規約の変更について |
| | | 第二十五 | 議案第 十九号 | 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について |

- 第二十六 議案第二十号 平成十八年度十和田市一般会計予算
- 第二十七 議案第二十一号 平成十八年度十和田市国民健康保険事業特別会計予算
- 第二十八 議案第二十二号 平成十八年度十和田市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第二十九 議案第二十三号 平成十八年度十和田市老人保健特別会計予算
- 第三十 議案第二十四号 平成十八年度十和田市介護保険事業特別会計予算
- 第三十一 議案第二十五号 平成十八年度十和田市介護サービス事業特別会計予算
- 第三十二 議案第二十六号 平成十八年度十和田市温泉事業特別会計予算
- 第三十三 議案第二十七号 平成十八年度十和田市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第三十四 議案第二十八号 平成十八年度十和田市水道事業会計予算
- 第三十五 議案第二十九号 平成十八年度十和田市下水道事業会計予算
- 第三十六 議案第三十号 平成十八年度十和田市病院事業会計予算
- 第三十七 議案第三十一号 平成十七年度十和田市一般会計補正予算(第九号)
- 第三十八 議案第三十二号 平成十七年度十和田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)
- 第三十九 議案第三十三号 平成十七年度十和田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第二号)
- 第四十 議案第三十四号 平成十七年度十和田市介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

第四十一 議案第三十五号 平成十七年度十和田市介護サービス事業

特別会計補正予算(第二号)

第四十二 議案第三十六号 平成十七年度十和田市水道事業会計補正

予算(第三号)

第四十三 議案第三十七号 平成十七年度十和田市下水道事業会計補

正予算(第四号)

第四十四 議案第三十八号 平成十七年度十和田市病院事業会計補正

予算(第一号)

第四十五 同意第一号 十和田市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(三十四名)

- 一番 堰野端 展雄 君
- 二番 紺野 忠明 君
- 三番 鳥越 正美 君
- 四番 張摩 博子 君
- 五番 下川原 鉄男 君
- 六番 桜田 博幸 君
- 七番 工藤 正廣 君
- 八番 田中 重光 君
- 九番 川村 慎一 君
- 十番 野月 一正 君
- 十一番 下山 明雄 君
- 十二番 岩城 康一郎 君
- 十三番 今泉 勝博 君
- 十四番

欠 員（一名）

説明のため出席した者

欠席議員（三名）

十五番	相馬真子君
十六番	漆畑善次郎君
十七番	石橋義雄君
十八番	小川洋平君
十九番	東秀夫君
二十番	市澤善一君
二十一番	野月誠君
二十四番	米田由太郎君
二十五番	折田俊介君
二十六番	織川貴司君
二十七番	小笠原光君
二十八番	野月一博君
二十九番	赤坂孝悦君
三十番	沢目正俊君
三十一番	杉山道夫君
三十三番	山本富雄君
三十四番	角瑞世君
三十五番	戸来伝君
三十六番	竹島勝昭君
三十七番	野月忠見君
三十八番	豊川泰市君
二十二番	赤石継美君
二十三番	畑山親弘君
三十二番	江渡龍博君

市長	中野渡春雄君
市役	中野渡武夫君
助役	気田晃君
収入役	大川晃君
総務部長	加賀利生君
企画財政部長	中野渡崇君
民生部長	村山誠一君
健康福祉部長	太田信仁君
観光交流部長	田中潤一君
建設部長	東昭悦君
十和田湖支所長	生出隆雄君
上下水道部長	小笠原一幸君
病院事務局長	佐々木隆一郎君
出納室長	嶋脇靖二君
総務部理事 (総務課長 事務取扱)	梅津敏明君
企画財政部理事 (企画調整課長 事務取扱)	斗沢清君
企画財政部理事 (財政課長 事務取扱)	中野渡不二男君
病院院長	蘆野吉和君
選挙管理委員会 委員長	古・實君

職務のため出席した事務局職員

主 査	次 長 補 佐	次 長	事 務 局 長	教 育 部 長	教 育 長	委 員 長	教 育 委 員 会 長	事 務 局 長	農 業 委 員 会 長	農 業 委 員 会 会 長	事 務 局 長	監 査 委 員 長	監 査 委 員	事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 長
中 村 淳 一	石 川 原 定 子	宮 崎 秀 美	芋 田 剛	奥 義 男 君	稻 垣 道 博 君	小 野 寺 功 君	前 川 原 新 悦 君	松 田 信 一 君	立 崎 健 二 君	高 野 洋 三 君	外 山 國 雄 君				

午前 十時 零分 開会

○議長（豊川泰市君） 出席議員は定足数に達していませんので、定例会は成立しました。

ただいまから平成十八年二月二十一日告示招集されました平成十八年第一回十和田市議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程一号をもって進めます。

日程第一 会議録署名議員の指名

○議長（豊川泰市君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、十一番野月一正君、十二番下山明雄君を指名します。

日程第二 会期の決定

○議長（豊川泰市君） 日程第二、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から三月十六日までの十七日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は十七日間と決定しました。

日程第三 諸般の報告

○議長（豊川泰市君） 日程第三、諸般の報告を行います。

議長の処理事項並びに議員派遣の報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、ご了承願います。

日程第四 報告第一号 専決処分の報告に

ついて、日程第四十五 同意第一号 十和

田市教育委員会委員の任命について

○議長（豊川泰市君） 日程第四、報告第一号 専決処分の報告についてから日程第四十五、同意第一号 十和田市教育委員会委員の任命についてまでの報告三件、議案三十八件、同意一件を一括上程します。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。

中野渡市長

（市長 中野渡春雄君 登壇）

○市長（中野渡春雄君） 平成十八年第一回十和田市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営の基本方針並びに所信の一端を申し述べ、提出議案ご審議の参考に供したいと存じます。

本県第一号となる新設合併が実現してから、早いもので一年が経過しました。新市誕生という感慨を胸に、「融和」と「協調」をより確かなものにしてきたこの一年を振り返り、近代的都市機能と豊富な自然環境が調和する美しい郷土・十和田市のさらなる飛躍に向けて決意を新たにしているところでございます。

さて、我が国経済は、日本経済全体の動向をあらわす指標が好転してきたことで、幾分明るい兆しが見えてまいりました。

しかしながら、地方における景気の回復傾向にはばらつきがあり、真の景気回復をなし得るためには、今後いかに地域の再生を図っていくかが、この難局を乗り越える上での重要なかぎになるものと考えております。

地域社会の活力を生み出すための都市間競争が進み、地方都市において多様な個性と創造性を発揮していくことが求められている状況の中で、昨年の「十和田市中心市街地にぎわい特区」の認定は、本市における地域再生に向けた官民一体の取り組みを推進する一つの契機となりました。

こうした創意工夫による取り組みを積み重ねていくことによって、自主・自立のまちづくりが一層加速するものと確信しているところであり、今後も地域再生を図る国の施策の活用などを通し、本市の独自の構築とにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

一方、地方分権が進展する新しい時代環境のもとで、国・地方を問わず行財政基盤の確立が喫緊の課題であります。

本市におきましても、この実現に向けた行財政改革を市政運営の最優先課題として位置づけ、その推進に全力を挙げてまいります。加えて、さらなる施策の厳選と重点化に取り組み、自己決定と自己責任のもとで持続可能なまちづくりを目指してまいります。

また、「公正、信頼、創造、協調」の基本姿勢のもと、市民一人一人の幸せの追求を市政を進める上での起点とし、住んでよかったと実感できるまちづくり、郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりに全力を傾注するとともに、新市二年目となる本年を、躍進するための「新たな挑戦の年」と位置づけ、進取の気概を持って多様化する行政課題に着実に対応し、将来都市像に掲げる「感動創造都市」の実現に向け邁進してまいる所存であります。

このような考えのもと、平成十八年度の主要施策について「新市まちづくり計画」の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

第一に「しぜん感動 水・緑うるおい都市」についてであります。まず、高森山総合運動公園については、多様化するスポーツ・レクリエーションに対する住民ニーズを踏まえた施設整備に取り組んでまいります。

平成十八年度は、パークゴルフ場、多目的広場及びアクセス道路の整備を実施し、パークゴルフ場については平成十九年度の一部供用開始を目指してまいります。

次に、馬事公苑「駒っこランド」については、本市の観光拠点の一

つとして、また市民の憩いの場として気軽に安心してご利用いただくために、施設機能の充実と適正な管理運営に努めるとともに、誘客促進を図る各種イベントを実施してまいります。

本市のシンボルロードである官庁街通りについては、芸術文化の薫り高いまちづくりの一環として「野外芸術文化ゾーン整備事業」を実施することとし、平成十八年度はその拠点施設となる仮称「アートセンター」の建設工事に着手するとともに、引き続きプレイベント等を通して事業の周知を図ってまいります。

都市計画街路については、都市交通や流通の円滑化、土地利用の誘導など健全な市街地発展を目指し、魅力ある都市計画街路の整備に努めてまいります。

生活関連道路については、安全快適な道路の維持管理に努めるとともに、緊急性などを踏まえ、順次道路改良及び舗装事業を実施してまいります。また、「あんしん歩行エリア」を整備し、安心、安全な歩行空間の確保に努めてまいります。

市民生活に最も密接に関連する上下水道についても、引き続き施設基盤の整備を推進してまいります。

水道事業については、上水道第六次拡張事業による高度浄水施設の導入を初め、将来にわたって安全な水道水を供給するために、上水道及び簡易水道施設の整備を進めてまいります。また、下水道事業については、公下水道施設の整備や農業集落排水事業等を実施し、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

生活交通バス路線については、国及び県における維持対策に係る動向を見定めながら、路線の維持・確保に努めてまいります。また、公共交通機関として重要な役割を担う「十和田観光電鉄」については、事業者が安全確保対策として実施する「緊急保全整備事業」に対し、沿線自治体との連携により支援してまいります。

環境の保全については、保全地区における広葉樹への樹種がえ及び広場の整備に取り組むとともに、引き続きごみの減量化と資源ごみのリサイクル化を推進してまいります。

農村整備については、農業・農村の健全な発展と多面的機能の維持増進を図るため、自然環境に配慮した事業を実施するとともに、農業情勢の変化や多様化するニーズに対応した施策を推進してまいります。特に農業生産の基盤整備という観点から、農用水の安定的確保や排水施設の改良整備を目的に実施されている「指久保ダム建設事業」及び相坂川左岸地区の「かんがい排水事業」の整備促進・早期完成を国・県へ働きかけてまいります。また、広域農道についても早期完成を働きかけてまいります。

生活安全の確保については、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、関係機関との連携のもと、防犯活動の充実・強化を図るとともに、「エンジョイパトロール」を初めとする市民の自主的な防犯活動への支援や防犯意識啓発事業など、「十和田市安全で安心なまちづくり条例」に基づく各種事業を実施してまいります。

また、市民の生命と財産を守るために常備消防の充実・強化を図るとともに、消防団活動の活性化のために、消防ポンプ自動車等を更新します。さらに、新市の全避難所を表示した防災マップを作成し、毎戸配布を行うとともに、移動系防災行政無線を平成十八年度から三カ年をかけて整備してまいります。

また、平成十六年に制定された、いわゆる「国民保護法」に基づき、市が避難、救援等の措置を的確かつ迅速に実施するため、「十和田市国民保護計画」を作成してまいります。

第二に「こころ感動 教育・文化よるこび都市」についてであります。

学校教育については、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子供

を育成するために、学力向上対策事業や教育相談事業の推進・充実を図り、各学校の「個を生かし生きる力と夢・希望をはぐくむ」教育活動を支援してまいります。

学校施設の整備については、子供たちが良好な教育環境の中で学べるよう、深持小学校屋内運動場の改築及び各学校の施設改修など、教育環境の向上を図ってまいります。

社会教育については、市民がみずから学び、みずからの学習成果を活用して地域の活性化のため主体的に参画することにより、だれもが「輝く」まちづくりに努めてまいります。

歴史民俗資料を保存し、展示している新渡戸記念館、郷土館及び十和田湖民俗資料館においては、各種の事業等を通して児童生徒の郷土学習を支援してまいります。

また、市民参加型芸術文化鑑賞や創造的芸術文化発展の機会提供など、芸術文化活動を支援しながら、地域を元気にする文化の創造を目指してまいります。

社会体育につきましても、各種スポーツ教室や「とわだ駒街道マラソン大会」などの拡充を図りながら、生涯を通じて健康で明るく豊かな生活を送ることが出来るスポーツ活動の推進に取り組んでまいります。

称徳館については、収蔵資料の展示及び各種イベントの開催による積極的な集客を図るとともに、馬事文化に関する資料収集や調査研究を行い、質的充実と学術的貢献に努めてまいります。また、馬事文化を通じた郷土教育の振興にも努めてまいります。

第三に「くらし感動 心身やすらか都市」についてであります。

すべての市民が心身ともに健康な生活を営むことができるよう「健康とわだ21」の実施計画に基づき、健康づくりの普及啓発を図るとともに、各種予防接種や健康診査事業を実施し、疾病の予防と早期発見

に努めてまいります。

高齢者福祉については、保健・医療・福祉の各関係機関との連携のもと、包括的・継続的に高齢者の生活を支援してまいります。特に訪問指導、健康相談、健康教育などの地域支援事業を実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

介護保険事業については、「第二期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の総合相談機能を持った「地域包括支援センター」の設置を初め、地域密着型サービスの提供や介護予防に重点を置いた各種介護保険事業を実施し、さらに市直営の「デイサービス事業」も引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、本年四月から施行される「障害者自立支援法」に基づき、障害者の自立支援を目的とした各種サービスの提供に努めてまいります。

特に福祉サービスの必要性を判断するための「障害程度区分認定事業」や本市における障害者福祉を総合的かつ計画的に推進するための「障害者基本計画」の策定に取り組んでまいります。

児童福祉については、母と子の健康保持・増進事業を実施し、育児不安の解消に努めるとともに、保育所の整備及び運営に伴う助成を初め、保育料の一部助成や特別保育事業など、「次世代育成支援行動計画」に基づく各種施策を実施してまいります。また、十和田湖保育園の改築に向けた実施設計業務にも取り組んでまいります。

国民健康保険及び国民年金については、引き続き制度の普及啓発に努めてまいります。特に子育て支援の観点から、乳幼児に対する医療費の現物給付制度を取り扱う医療機関等の拡大と出産育児一時金に係る委任払い制度の活用促進に取り組んでまいります。さらに、健康づくり対策やレセプト点検の強化に取り組み、過剰受診の防止による国民健康保険制度の安定化に努めてまいります。

中央病院については、新病院の建設工事を着実に進めるとともに、経営の安定と地域の中核病院として住民から信頼される病院となるよう努めてまいります。

また、十和田湖診療所を改築し、医療サービスの充実を図ってまいります。

第四に「しごと感動 活力いきいき都市」についてであります。まず、観光の振興については、現在策定を進めております「十和田市観光基本計画」に基づき、各種施策を展開し、日本を代表する国際観光地としてさらなるにぎわいの創出を図ってまいります。

特に四季折々に開催している各種イベントの充実や国内外への情報発信に努めるとともに、訪れる人々に感動を与える「体験型観光」の推進を戦略プロジェクトの基本に据え、あわせて東北新幹線八戸・青森間の開業も視野に入れながら各種施策を展開し、本市観光のさらなる魅力の向上と誘客促進に努めてまいります。

一方で十和田湖畔地区における観光案内機能を持つ観光拠点施設の整備に向け、関係機関との協議を進めてまいります。

また、本年「十和田八幡平国立公園」の十和田・八甲田地域が指定七十周年を迎えたことから、記念事業を実施します。

次に、農業の振興については、土地利用型農業を中心に高齢化等の進展により、生産構造の脆弱化が続いていることから、その基盤強化に向けて担い手の育成、確保対策に重点的に取り組んでまいります。

米政策については、平成十九年産から新たな需給調整システムへ移行することに伴い、農業者・農業者団体より主体的な取り組みが求められることとなるため、関係機関・団体との連携のもと、担い手の育成・確保対策と連動した生産調整の徹底、地域水田農業ビジョンの点検・見直しに努めるとともに、地域水田農業推進協議会の機能強化など、需要に即した生産の促進に向けた取り組みを進めてまいります。

畑作の振興については、高収益野菜等の生産促進を初め、ミネラル栽培などの差別化生産や高付加価値化・低コスト化を推進し、所得の向上と足腰の強い産地づくりに努めてまいります。

内水面漁業の振興については、各漁業協同組合が行うふ化放流事業等を支援するとともに、奥入瀬川のサケ資源の有効利用等に取り組んでまいります。

特に十和田湖については、関係機関・団体の参加による自然環境の保護や水質改善への取り組みを促進するとともに、ヒメマスの増殖事業を支援してまいります。

畜産の振興については、本市の気象条件や恵まれた広大な土地資源を活用し、耕畜連携による低コスト化や高品質化に取り組むとともに、北里大学との連携による畜産の産地形成を図ってまいります。

特に肉用牛については、優良雌牛の生産基盤及び粗飼料自給体制の確立、確保を図り、繁殖から肥育までの地域内一貫生産体制を確立し、国内有数の産地形成を目指してまいります。また、家畜排せつ物処理など畜産環境の整備を推進するとともに、堆厩肥を耕種農家に供給する「循環型農業」を進めてまいります。家畜防疫については、予防の徹底に努めてまいります。

市営放牧場については、夏山冬里の飼養形態により労働力や生産コストの軽減が図られるため、放牧や飼料生産・供給など、地域における肉牛生産の中核施設として公共牧場の利用拡大を図ってまいります。また、併設した牧場広場を広く市民の憩いの場、交流の場として提供し、自然との触れ合いや共生に関する機運を醸成してまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能の発揮という観点から、林業事業者の育成や間伐等の森林施業に不可欠な地域活動を支援するとともに、県産材の利用促進を働きかけてまいります。

商業の振興については、「中心市街地活性化基本計画」及び「中小小

売商業高度化事業構想」に基づき、総合的・一体的な取り組みを推進し、「市街地の整備」と「商業の活性化」を柱とした中心商店街の魅力向上を図る各種事業を支援してまいります。

特に「十和田市中心市街地にぎわい特区」認定のもとで立ち上げた協議会の提案を実現すべく、新規イベントの支援を行うとともに、従来からのイベントをさらに活性化しながら、中心市街地のにぎわいの創出を図ってまいります。

工業の振興については、経済の活性化につながる企業誘致を積極的に推進するとともに、地場企業の育成にも努めてまいります。また、厳しい情勢にある雇用については、関係機関との連携により雇用機会の創出に努めてまいります。

第五に「しみん感動 市民はつらつ都市」についてであります。

地域間交流については、これまでの友好都市との関係をもとに、児童生徒の相互交流や十和田湖等の観光資源、地域産業を生かした交流を中心に進めてまいります。

国際交流については、現在策定を進めております「国際交流基本計画」に基づき、関係団体等と連携を図りながら、「多文化共生促進事業」や「外国人住民生活情報支援事業」などの国際理解促進のための各種事業を実施してまいります。

市民活動については、市民が元気に活躍できるまちを目指し、「しみん活躍プロジェクト実践事業」や「いきいきまちづくり活動支援事業」を実施するなど、地域課題解決に向けた市民の創意工夫による自主活動を支援するとともに、市民活動団体等と行政との「協働」のあり方についても検討してまいります。

本市のさまざまな魅力と最新情報をより広く、より効果的に発信するためにホームページの充実を図るとともに、市民の身近な情報源である広報紙についてもさらなる充実に努めてまいります。

十和田湖支所については、引き続き支所機能の充実と業務の円滑化を図り、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

仮称「教育・福祉総合プラザ」については、平成十七年度に策定した基本構想を踏まえ、より具体的な基本計画を策定し、教育、福祉、そして市民活動の拠点施設としてその実現を図ってまいります。

新市が誕生してから二年目となる本年も引き続き旧市町の一体感の醸成を図る各種施策を展開するとともに、新市におけるまちづくりの基本指針となる総合計画の策定に取り組んでまいります。また、現在策定を進めております「行政改革大綱」並びにこれに基づく「実施計画」及び「集中改革プラン」を踏まえ、積極的に行政改革に取り組むとともに、多様化、高度化する行政需要に対処できる職員の育成を図るため、職員研修の充実にも努めてまいります。

最後に、平成十八年度の財政見直しについてであります。

本市の財政を取り巻く環境は、長引く景気低迷や国、地方の財政硬直化、また三位一体改革による国庫補助金や地方交付税の見直しが進む中で、これまで以上に厳しくなっております。このことから、平成十八年度予算編成に当たっては、合併による「まちづくり」の一体的推進を念頭に置きながら、歳入では確実な確保と、歳出では一般経費については一般財源ベースで対前年度比マイナス五%、投資的経費についても同じくマイナス一〇%を掲げて進めてまいりました。

この結果、平成十八年度一般会計予算（案）の規模は二百七十八億八千九百万円となりました。今後とも厳しい財政状況が続くことが予想される中、着実なまちづくりを推進するために、より一層の「財政の健全化」に取り組んでまいります。

以上、平成十八年度における市政運営の諸施策について概要と所信の一端を申し述べさせていただきます。

次に、本議会に提案いたしました議案について、その概要をご説明

申し上げます。

報告第一号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第七号についての専決処分は、大雪による除雪業務委託料及び青森県議会議員補欠選挙の執行に伴う選挙費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第二号の自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、平成十八年一月二十日午前五時三十分ごろ、大字奥瀬字下山の市道における市日々雇用職員の運転する除雪車の接触事故に係る和解及び損害賠償の額を決定したものであります。

報告第三号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第八号についての専決処分は、大雪による除雪業務委託料を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第一号の十和田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、十和田市国民保護対策本部及び十和田市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるためのものであります。

議案第二号の十和田市国民保護協議会条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、十和田市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるためのものであります。

議案第三号の十和田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与改定に準じ、給料水準の引き下げ、給料表の職務の級及び号給の構成の再編、昇給制度等の改正を行うとともに、これに伴う関係条例の改正を行うためのものであります。

議案第四号の十和田市納税推進条例の一部を改正する条例の制定に

ついては、優良納税表彰の対象者を見直すためのものです。

議案第五号の十和田市あすなろ国体記念基金条例及び十和田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定については、特定の事業の財源を確保するための基金とするためのものであります。

議案第六号の十和田市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、平成十八年三月三十一日をもって南公民館稲吉分館を廃止するためのものであります。

議案第七号の十和田市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためのものであります。

議案第八号の十和田市霊園条例の一部を改正する条例の制定については、新たな墓地の造成に伴い、霊園の使用料及び手数料の見直しを行うためのものです。

議案第九号の十和田市農村環境施設条例の一部を改正する条例の制定については、長下地区交流公園を設置するとともに、これに伴う所要の改正を行うためのものであります。

議案第十号の十和田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募を行わず、市営住宅への入居を許可できる事由を拡大するとともに、収入超過者に係る家賃を引き上げるためのものであります。

議案第十一号の十和田市給水条例の一部を改正する条例の制定については、羽立地区簡易水道を上水道に編入したことに伴い、水道料金の適用区分を簡易水道料金から上水道料金に変更するためのものです。

議案第十二号の十和田市下水道事業の設置等に関する条例及び十和田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、羽立地区小規模集合排水処理施設の設置その他所要の改正を行うためのものであ

ります。

議案第十三号の十和田市家庭奉仕員派遣手数料徴収条例を廃止する条例の制定については、障害者自立支援法の制定により、障害福祉サービスが民間事業者等で行われることに伴い、市が実施している精神障害者家庭奉仕員派遣事業を廃止するため、当該事業に係る手数料の徴収を定めた条例を廃止するものであります。

議案第十四号及び議案第十五号の字の区域の変更については、国有林野である国道一〇二号の道路災害防除事業の用地の表示登記を青森県において行う必要が生じたため、尻辺山国有林の一部を大字奥瀬字黄瀬の区域に、尻辺山国有林及び惣辺山国有林の一部を大字奥瀬字奥入瀬の区域にそれぞれ編入するためのものであります。

議案第十六号の市道路線の廃止については、上平団地西線ほか三路線の市道を廃止するためのものであります。

議案第十七号の市道路線の認定については、上平団地西線ほか九路線を市道として認定するためのものであります。

議案第十八号の青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合規約の変更については、平成十八年四月一日から青森県市長会館管理組合に平川市を加入させるため、同組合を組織する地方公共団体数の増加及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第十九号の青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、同事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更について協議するためのものです。

議案第二十号の平成十八年度十和田市一般会計予算について申し上げます。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ二百七十八億八千九百万円となっております。歳入につきましては、その大半を占める市税及び地方交付税のほか、国・県支出金及び市債などを計上いたします。

た。歳出の主なものにつきましては、先ほど市政運営の基本方針の中で主要事業とそれらを実施する背景等をご紹介したとおりであります。継続費、債務負担行為及び地方債は、それぞれ見込額を計上いたしました。

次に、議案第二十一号から議案第二十七号までの平成十八年度十和田市の各特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ六十八億四千七百九十四万四千円となっております。

地方卸売市場事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ二千三百七十九万一千円となっております。

老人保健特別会計予算については、歳入歳出それぞれ五十二億五千八百五十一万一千円となっております。

介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ五十一億四千九百七十五万六千円となっております。

介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ二千六百七十七万二千円となっております。

温泉事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ七千九百七十三万四千円となっております。

公共用地先行取得事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ八百六十八万一千円となっております。

議案第二十八号の平成十八年度十和田市水道事業会計予算については、上水道事業及び簡易水道事業を合わせて申し上げます。業務の予定量については、給水戸数三万二千五百八十戸、年間総配水量七百五十三万三千九百五十二立方メートルを見込み、また主要な建設改良事業に十三億二千二百一十一万五千円を計上いたしました。収益的収入及び支出については、収入に十八億三百九十九万九千円を、支出に十七億九千四百四十一万五千円を計上いたしました。資本的収入及び支出につ

いては、収入に十一億二千七百一十一万七千円を、支出に十六億七千八百九万三千円を計上いたしました。企業債については、見込額を計上いたしました。

議案第二十九号の平成十八年度十和田市下水道事業会計予算については、公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び特定環境保全公共下水道事業を合わせて申し上げます。業務の予定量については、処理区域内人口四万七千四百三十五人、年間処理水量四百五十五万立方メートルを見込み、また主要な建設改良事業として汚水管渠、雨水管渠及び処理施設の整備を予定いたしました。

収益的収入及び支出については、収入に十五億八千七百九十四千円を、支出に二十二億二千三百四十七万四千円を計上いたしました。資本的収入及び支出については、収入に二十五億八千九百九十三万四千円を、支出に三十億八百七十五万七千円を計上いたしました。債務負担行為及び企業債については、見込額を計上いたしました。

議案第三十号の平成十八年度十和田市病院事業会計予算について申し上げます。業務の予定量については、患者数を一日平均入院三百六十八人、外来九百五十人を見込み、また主要な建設改良事業に病院建設事業、医療機器整備事業等四十一億一千七十二万九千円を計上いたしました。収益的収入及び支出については、収入に六十六億九千六百四十五万四千円を、支出に六十六億九千五百三十三万二千円を計上いたしました。資本的収入及び支出については、収入に四十二億三千九百七十三万一千円を、支出に四十三億四千二百三十七万三千円を計上いたしました。債務負担行為及び企業債については、それぞれ見込額を計上いたしました。

議案第三十一号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第九号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ七千三百七十七千円を減額いたしました。この結果、歳入歳出の総額は三百四億三

千八百五十一万四千円となりました。歳入では、地方交付税のほか国・県支出金、基金繰入金などを補正いたしました。歳出では、事務事業の確定見込みに伴う経費について補正いたしました。繰越明許費及び地方債については、それぞれ見込額を計上いたしました。

次に、議案第三十二号から議案第三十五号までの平成十七年度十和田市の各特別会計補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算第三号につきましては、歳入歳出それぞれ一億一千四百一十一万円を追加いたしました。

地方卸売市場事業特別会計補正予算第二号につきましては、歳入歳出それぞれ百七十六万一千円を減額いたしました。

介護保険事業特別会計補正予算第三号につきましては、歳入歳出それぞれ七千二百九十七万六千円を減額いたしました。

介護サービス事業特別会計補正予算第二号につきましては、歳入歳出それぞれ六十九万三千円を減額いたしました。

次に、議案第三十六号から議案第三十八号までの平成十七年度十和田市の各企業会計補正予算について申し上げます。今回の補正は、主として事務事業の確定見込みに伴う経費及び職員の給与改定に伴う経費について補正いたしました。水道事業会計補正予算の継続費、下水道事業会計補正予算の債務負担行為及び企業債並びに病院事業会計補正予算の継続費及び企業債については、それぞれ見込額を計上いたしました。

同意第一号の十和田市教育委員会委員の任命については、平成十八年三月二十八日をもって任期満了となる十和田市教育委員会委員小笠原朋子氏を引き続き任命するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

発言の訂正について

○議長（豊川泰市君） 中野渡市長

○市長（中野渡春雄君） 先ほどの提案理由の説明の中で、字句の読み違い等につきましては、議長において処理いただきまますようお願いいたします。

○議長（豊川泰市君） ただいま市長からの発言訂正の申し出については、これを許可します。

日程第二十六 議案第二十号 平成十八年

度十和田市一般会計予算（日程第三十六

議案第二十号 平成十八年度十和田市病院

事業会計予算

○議長（豊川泰市君） この際、日程第二十六、議案第二十号 平成十八年度十和田市一般会計予算から日程第三十六、議案第三十号 平成十八年度十和田市病院事業会計予算までの平成十八年度各会計予算案十一件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

三十一番

○三十一番（杉山道夫君） 一点だけに絞って聞いておきたいと思いません。

先般広域事務組合の議会があつて、そこで聞いたのですが、広域の一般職のところの退職金の負担金がゼロになっていたもので確かめたら、それぞれの職員が親市町村と言えればいいか、所属している市町村があつて、これまでですと、一たん負担金として市が事務組合に出して、事務組合は退職金に見合う負担金を計上して、それを支出するということと所属市町村の方の退職積立金の方にいくと、今度からそれは、

そういうややこしいことをしないで真つすぐ直接全部を負担するのだと。私も事務的にはその方が楽だと思つたのです。しかし、今いろんな分野でこの事業を行うためにどれだけのコストがかかっているかということを市民に明らかにすると、これが一方で求められているのです。事務の流れからいくと、今改めたことは大変私も楽だし、いいのだけれども、コストという点からいくと全然見えなくなってしまうわけです。これは、国などにおける制度や考え方の変更によるものなのか。十和田市だけがそういう形を取り入れたものなのか。その取り入れた考え方というのはどういふわけなのか。全部のところにかかると思いますが、あえてここで聞きしたいと思います。

○議長（豊川泰市君） 総務部長

○総務部長（加賀利生君） ただいまの退職手当組合、うちどもは事務組合をつくっております、そっちの方に負担金を出してあるわけでございますけれども、実は県内全部の退職手当組合に加入している、いわゆる一部事務組合等の負担につきましては、従来の、今は十和田地域広域事務組合になってございますけれども、十和田消防事務組合の時代、そのころからの流れの中でございまして、もう一度言いますけれども、一部事務組合が構成市町村から負担金を集めて退職手当組合の方に負担しているのは、十和田地域ですか、消防事務組合、それだけでございました。その際につきましては、いわゆる退職手当組合の方とそれでいいたろつという話でございましたけれども、現在制度的には議員がご指摘のとおり、あくまでも派遣先、派遣をしている団体が退職手当組合を負担すると。しかも、歳費の方に盛って、そこから出すと、これが制度的なものでございます。というふうなことでご理解をお願いします。

○議長（豊川泰市君） 三十一番

○三十一番（杉山道夫君） そうすると、全く事務的な部分で楽だから

という考え方で、いわゆる一方で求められている事業に伴うコストという視点は持たなかったということですか。その辺やっぱりそれなりの議論をしてやったのか、ただ担当課が計算するのが大儀だからさつとやったのか。これどうなのですか、市できちつとそこら辺議論した方針として出てきたのですか。

○議長（豊川泰市君） 総務部長

○総務部長（加賀利生君） 先ほども申し上げましたが、いわゆる制度的に事務組合の構成市町村が事務組合に派遣している職員の退職手当負担金については、いわゆる親元が支出をすると、これは制度上のものでございます。したがって、現在うちの方の十和田地域事務組合の場合につきましては、それぞれの構成市町村が事務組合の方に負担金として出しまして、事務組合が退職手当組合の方に納めていただくわけでございますけれども、それらの本来の支出すべき姿に戻すと、こういうふうなことが退職手当組合の方からも指摘を受けまして、うちの方の構成市町村の方に事務組合の方が協議した結果、こういうふうな形になったと、こういうふうなことでございます。あくまでも制度上は、本来は親元が負担をします。親元の方から事務局を通さないと直接負担すると、こういう制度でございます。

○議長（豊川泰市君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） これにて質疑を終了します。

お諮りします。議案第二十号から議案第三十号までの平成十八年度各会計予算案十一件については、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十号から議案第三十号までの平成十八年度各会計予算案計十一件については、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

休会の件

○議長（豊川泰市君） お諮りします。

明日から三月六日までの六日間は、常任委員会審査及び議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、明日から三月六日までの六日間は休会することに決定しました。

散会

○議長（豊川泰市君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

来る三月七日は午前十時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦勞さまでした。

午前十一時四分 散会